



地方自治体における 再生可能エネルギー関連条例 の制定状況

2026年5月

地方自治体における再生可能エネルギー関連条例の制定状況① 情報の整理



令和8年度、環境に配慮し地域と共生する再生可能エネルギーの導入を促進するための法的仕組みを構築すべく、令和7年度、本市へのGX・DX・AI産業の集積に向けたゾーニングの検討の中で、地方自治体における再生可能エネルギー関連条例に関し、対象再生可能エネルギー種や手続等の情報を収集し整理した。

■北海道内の状況

北海道内における次の19地方自治体の条例に関し、条例が適用される再生エネの種類、再生エネ導入不可エリアの設定の有無、主な手続の情報を収集し整理した。

1	長沼町	11	東神楽町
2	当別町	12	羽幌町
3	ニセコ町	13	稚内市
4	古平町	14	斜里町
5	豊浦町	15	興部市
6	厚真町	16	浜中町
7	安平町	17	弟子屈町
8	えりも町	18	鶴居村
9	鹿部町	19	苫小牧市
10	士別市		

左記の地方自治体の条例に関する情報の整理結果は、「資料3-2」を参照。

■北海道外の状況

北海道外における次の18地方自治体の条例に関し、条例が適用される再生エネの種類、許可制又は届出制、主な手続等の情報を収集し整理した。

1	青森県	11	滋賀県米原市
2	岩手県八幡平市	12	兵庫県
3	宮城県栗原市	13	兵庫県西脇市
4	宮城県富谷市	14	和歌山県
5	秋田県にかほ市	15	島根県
6	福島県田村市	16	福岡県直方市
7	栃木県栃木市	17	山口県美祢市
8	栃木県那須町	18	熊本県南関町
9	岐阜県恵那市		
10	岐阜県中津川市		

左記の地方自治体の条例に関する情報の整理結果は、「資料3-3」を参照。

地方自治体における再生可能エネルギー関連条例の制定状況② 情報のまとめ



■対象再エネ種・設備規模要件

多くの地方自治体は、条例に関し、太陽光発電及び風力発電に適用されるとともに、10キロワット以上など一定規模以上の設備に適用されるものとしている（地方自治体によっては、風力発電に関し、出力に加え、高さやロータの大きさなどを考慮している例がある。）。

■再エネ導入不可エリア等

多くの地方自治体は、条例において、再エネの導入が不可又は強く抑制されるエリアを具体的に列挙し、その主な類型は、①防災に関するエリア（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、砂防指定地）、②自然環境の保全に関するエリア（国立・国定公園、保安林、鳥獣保護区）、③土地利用・都市計画上の制約エリア（農業振興地域内農用地、用途地域、景観計画区域、河川区域等）、④文化財・歴史的資源に関するエリア（埋蔵文化財包蔵地、国指定史跡等）である。

■再エネ導入手続

多くの地方自治体は、条例において、計画策定前の段階では、地方自治体との協議や住民への説明等、計画策定後の段階では、事業計画書や工事着手・完了の届出、稼働状況の報告等を求めている。